○新宿区住居表示審議会条例施行規則

昭和42年3月23日

規則第6号

改正　昭和45年4月6日規則第4号

昭和61年10月1日規則第67号

令和3年3月31日規則第27号

(趣旨)

第1条　この規則は、新宿区住居表示審議会条例(昭和39年新宿区条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭61規則67・令3規則27・一部改正)

(地元委員の数)

第2条　条例第3条第3項に規定する地元委員の数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数を上限とする。

(1)　住居表示を実施しようとする特定の区域内において住民基本台帳に記録されている世帯(以下「住民基本台帳記録世帯」という。)の数が1万世帯以下の場合　10人

(2)　住民基本台帳記録世帯の数が1万世帯を超える場合　15人

(令3規則27・全改)

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

付　則(昭和45年4月6日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附　則(昭和61年10月1日規則第67号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和3年3月31日規則第27号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。